

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度(せいねんこうけんせいど)は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の

利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度の概要

	こ う け ん 見 後 見	ほ 保 さ 佐	ほ 補 し 助 補 助
対象となる方	はんだんのうりよく 判 断 能 力 が欠けているの が通常の状態の 方	はんだんのうりよく 判 断 能 力 が著しく不十分な 方	はんだんのうりよく 判 断 能 力 が不十分な方
申立てをすることができる人	しんとうない 本人,配偶者,四親等内の親族,検察官など 市町村長(注1)		
せいねんこうけんにと 成 年 後 見 人 等 せいねんこうけんにん (成 年 後 見 人・ ほさにん ほじょにん 保 佐 人・補 助 人)の 同意が必要な行為	-	民法 13 条 1 項 しよてい 所 定 の行 為 (注 2)(注 3)(注 4)	申立ての範囲内 で かていさいばんしよ 家 庭 裁 判 所 しんぱん が 審 判 で定 める「特定の ほうりつこうい 法 律 行 為」 (民法 13 条 1 項 しよてい 所 定 の行 為の 一部)(注 1)(注 2)(注 4)
取消しが可能な行為	日常生活に關する 行為以外の行為	同 上(注 2)(注 3)(注 4)	同 上(注 2)(注 4)
せいねんこうけんにと 成 年 後 見 人 等 だいいけん に与えられる代理権 の範囲	財産に關するす べての ほうりつこうい 法 律 行 為	申立ての範囲内 で かていさいばんしよ 家 庭 裁 判 所 しんぱん が 審 判 で定	同 左(注 1)

		める「特定の ほうりつこうい 法律行為」 (注1)	
--	--	------------------------------------	--

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人^{ほさにん}に代理権^{だいいりけん}を与える審判^{しんぱん}をする場

合、本人の同意が必要になります。補助開始^{ほじょかいし}の審判^{しんぱん}や補助人^{ほじょにん}に

同意権^{どういけん}・代理権^{だいいりけん}を与える審判^{しんぱん}をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金^{そしょう}、訴訟行為^{そしょう}、相続の承認・放棄^{そしょう}、新築・改築・増築
などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所^{かていさいばんしょ}の審判^{しんぱん}により、民法13条1項所定の行為以外につ

いても、同意権^{どういけん}・取消権^{とりけしけん}の範囲を広げることができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

私たち(社会福祉士)は家庭裁判所によって選ばれ、成年後見人等の役割を担いま
す。権利擁護のために有効な具体的な法律行為です。